

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

公共事業労務費調査における有効回答の向上対策
及び日留意点について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公共事業労務費調査では、建設労働者の賃金を確認するため、労働基準法で調整が義務づけられている賃金台帳や就業規則等を必要な資料として参照しています。

一方、近年の労務費調査においては、かなりの調査データが棄却されており、その理由は、賃金台帳や就業規則等が適正に作成されておらず、調査票に記入した内容が確認できないためとなっています。

このため、同調査における有効回答の向上を図るべく、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課より、次の点について留意するよう協力依頼がまいつています。

つきましては、貴社が公共事業労務費調査（平成 28 年 10 月調査）に該当した場合は、趣旨ご理解いただきご協力下さるようお願い申し上げます。

記

1. 留意点

- ①所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることを確認できる書類の整理・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳
- ②賃金支払いが確認できる書類の整理・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印が確認できる書類等
- ③従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類・・・作業日報及び出勤簿等